

## 令和5年度ひたちなか市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度ひたちなか市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 給水件数      | 72,000 件                    |
| (2) 年間総給水量    | 17,958,000 m <sup>3</sup>   |
| (3) 一日平均給水量   | 49,200 m <sup>3</sup>       |
| (4) 主要な建設改良事業 | ひたちなか市水道事業 事業費 1,857,324 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	3,805,376 千円
第1項 営業収益	3,609,203 千円
第2項 営業外収益	196,172 千円
第3項 特別利益	1 千円

支出

第1款 水道事業費	3,682,085 千円
第1項 営業費用	3,379,675 千円
第2項 営業外費用	270,679 千円
第3項 特別損失	1,731 千円
第89項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 905,908千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 118,500千円、過年度分損益勘定留保資金 556,976千円、当年度分損益勘定留保資金 230,432千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	1,705,782 千円
第1項 企業債	1,169,900 千円
第3項 他会計負担金	23,385 千円
第4項 工事分担金	238,107 千円
第6項 固定資産売却代金	22 千円
第8項 国庫支出金	274,368 千円

支出

第1款 資本的支出	2,611,690 千円
第1項 建設改良費	1,865,082 千円
第4項 企業債償還金	716,069 千円
第8項 国庫補助金返還金	539 千円
第98項 予備費	30,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	市毛地内配水幹線 更新事業 (その2)	185,790千円	令和5年度	82,134千円
				令和6年度	103,656千円
		市毛地内配水幹線 更新事業 (その3)	122,980千円	令和5年度	22,000千円
				令和6年度	100,980千円
		東石川・笹野町・ 長堀町重要給水施 設配水管更新事業 (その1)	151,460千円	令和5年度	55,160千円
				令和6年度	96,300千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
浄水場等運転業務委託	令和5年度から令和6年度まで	102,300千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ひたちなか市 上水道事業	1,169,900千円	普通貸借又 は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金又は地方公共 団体金融機構資金につ いては、その融資条件によ り、銀行その他の場合に は、その債権者と協定す るものとする。ただし、 企業財政の都合により、 据置期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上げ 償還又は低利に借り換え ることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職員給与費	362,564千円
(2)	交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第11条 児童手当に要する経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,559千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、72,081千円と定める。

令和5年 3月 1日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和5年 月 日 議決